垂井町成年後見制度利用促進基本計画

令和４年３月

＜もくじ＞

1　はじめに ―― 1

(1)　成年後見制度とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2)　計画策定の背景と計画のねらい ・・・・・・・・・ 2
(3)　計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(4)　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(5)　計画の策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2　垂井町の成年後見制度の利用を取り巻く現状 ―― 6

(1)　認知症高齢者・障がい者の状況 ・・・・・・・・・ 6
(2)　制度の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3)　町長申立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(4)　成年後見制度利用支援事業 ・・・・・・・・・・・・ 7
(5)　日常生活自立支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3　アンケート結果からみる課題・ニーズ ―― 8

(1)　当事者調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2)　支援者調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(3)　一般調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4　基本的な考え方 ―― 14

(1)　権利擁護支援の推進による地域共生社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(2)　施策の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

5　基本施策 ―― 15

(1)　権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
①　不破郡・養老郡権利擁護支援推進協議会の設置 / 15
②　権利擁護支援の中核となる機関の設置・運営 / 15
(2)　不正防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

6　計画の推進 ―― 17

資　料

1　計画策定の経過 ―― 18

2　垂井町地域福祉計画策定懇話会 ―― 19

(1)　設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(2)　構成員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1　はじめに

(1)　成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援するための制度です。従来の民法の禁治産･準禁治産制度に代わり､平成 12 年から新たな制度として導入されました。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の２種類があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の３つの制度が用意されています。

補助：判断能力が不十分な人

保佐：判断能力が著しく不十分な人

後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の人

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって､本人を保護･支援します。

任意後見制度は、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

(2) 計画策定の背景と計画のねらい

高齢化が進む現代社会においては、ひとり暮らしや身寄りのない人が増加していますが、認知症や知的障がい、精神障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、共生社会の実現に資するものです。しかしながら、これらの人たちを支える重要な手段である成年後見制度は、平成 12 年に導入されてから、利用者数は増加傾向にはあるものの、十分に利用されているとは言えません。

このような状況を踏まえ、平成 28 年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号、以下「促進法」という。）が制定され、この法律において、国は成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、市町村は国が定める基本計画を勘案して、努力義務規定において成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとされました。

本町においても、成年後見制度の利用が必要な人への支援や制度の理解促進を図るとともに、制度の利用促進に向けた体制の整備などを総合的・計画的に推進するため、「垂井町成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとしました。

(3) 計画の位置付け

この計画は、促進法第 14 条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

> 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）
>
> （市町村の講ずる措置）
>
> **第14条** 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

現在、国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：令和４年度～令和８年度）の策定が進められていますが、その中で市町村計画に「盛り込むことが望ましい内容」を次のようにあげています。

> 【市町村計画に盛り込むことが望ましい内容】
>
> 市町村は、促進法第14条第１項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。市町村計画では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。
>
> ・目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
> ・目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること
>
> また、市町村計画では、地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
>
> ・中核機関及び協議会の整備・運営の方針
> ・地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針
> ・地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
> ・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針
>
> 資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）

なお、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」においては、計画のパターンとして、「成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定」「地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定」の２通りを示しています。さらに、他の計画と一体的に策定する場合、地域福祉計画に盛り込む場合と、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画と一体的に策定する場合等が考えられるとしています。本町においては、関連する分野、施策とのつながりを提示することができることや、アンケート調査や評価・見直しを、他の法定計画と一体的に行うことができることなどの理由から、「垂井

町健康福祉総合計画」の「地域福祉計画」に包含する形で策定することとします。

図表１　計画の位置付け

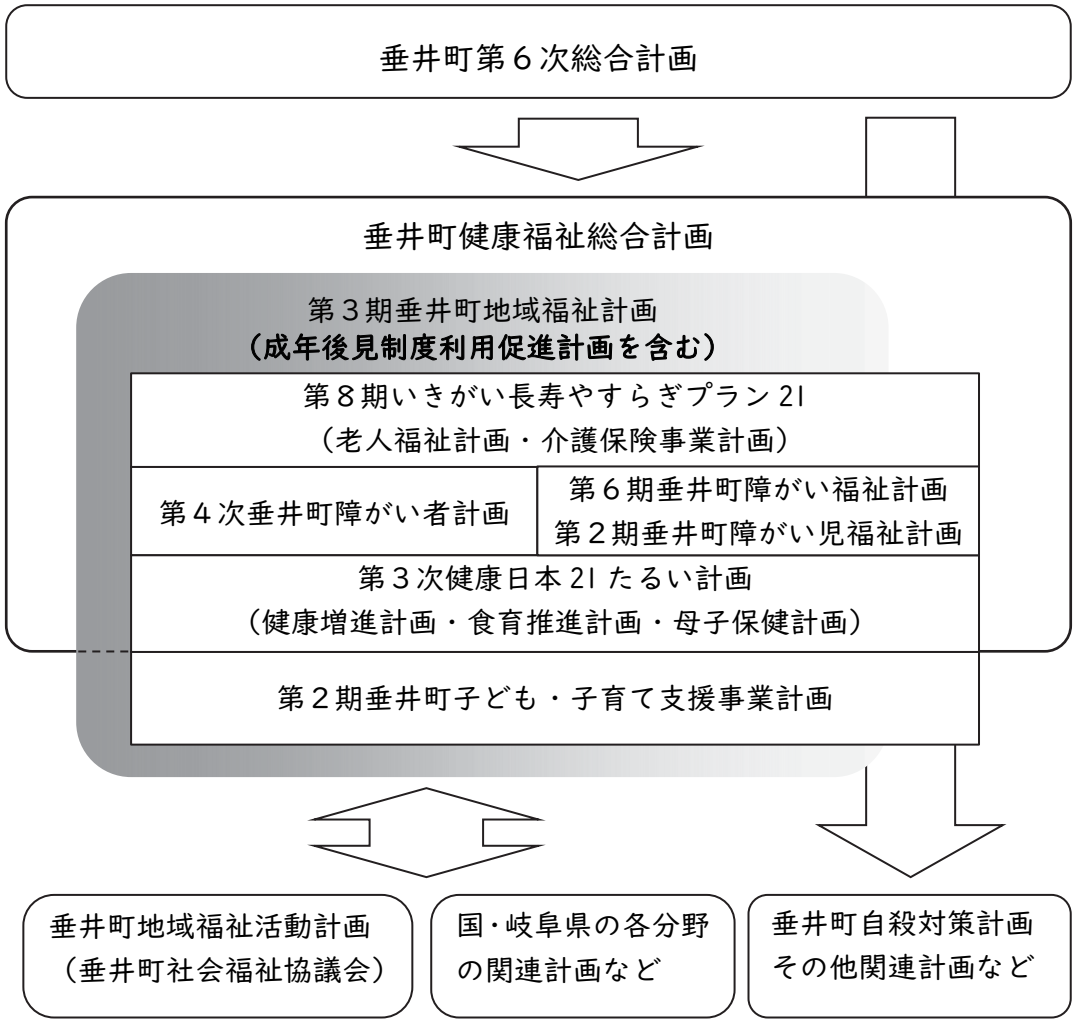

(4)　計画の期間

計画の期間は、垂井町健康福祉総合計画、垂井町地域福祉計画との整合性を図り、令和４年度から令和８年度の５年間とします。

(5)　計画の策定体制

①　垂井町地域福祉計画策定懇話会

本計画を策定するにあたり、地域福祉にかかわる組織・団体の代表者、福祉関係者で構成された策定懇話会を設置し、計画に対する意見、要望を伺いました。

② 成年後見制度利用促進に関するニーズ調査

計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、当事者、支援者、町内在住の20歳以上の住民を対象として、アンケートを実施しました。

区　　分	当事者調査	支援者調査	一般調査
調査対象者	要支援要介護認定者、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	民生委員・児童委員、相談支援専門員、ケアマネジャー	町内にお住まいの20歳以上の人
抽出方法	抽　出	全　数	抽　出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収 ケアマネジャーは直接配付・個別回収		
調査期間	令和３年12月９日～令和３年12月24日		

③ パブリックコメントの実施

計画に住民の意見を反映させることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

2　垂井町の成年後見制度の利用を取り巻く現状

(1)　認知症高齢者・障がい者の状況

本町の認知症が疑われる日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者は、要介護認定を受ける方のうち約６割以上を占めています。

令和３年度において知的障がいのある人は290人、精神障がいのある人は238人となっており、いずれも増加傾向にあります。

図表２　認知症高齢者・障がい者　　単位：人、(%)

区　　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
認知症高齢者	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅡ以上	655 (60.6)	678 (68.6)	741 (70.3)	504 (64.8)	
知的障がい者	療育手帳所持者	269	271	281	282	290
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者	195	205	214	237	238

（注）　各年度４月１日現在。認知症高齢者は、各年度１年間に要介護認定を受けた高齢者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人数（延べ人数）。

(2)　制度の利用状況

令和３年度、本町の成年後見制度の利用者は44人となっており、減少傾向にあります。また、後見人に専門職後見人や法人後見等の第三者後見人等が選任された人は28人となっています。

図表３　成年後見制度利用者数（垂井町）　　単位：人

類　型	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
後　見	46	44	37	36
保　佐	6	9	9	7
補　助	1	1	1	1
任意後見	0	0	0	0

（注）各年度１月31日現在

図表４　成年後見制度利用者数（垂井町、第三者後見人等・親族後見人等別）単位：人

区　分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
第三者後見人等		30	33	29	28
	後　見	26	27	23	22
	保　佐	4	6	6	6
	補　助	0	0	0	0
	任意後見	0	0	0	0
親族後見人等		28	24	21	19
	後　見	25	20	17	16
	保　佐	2	3	3	2
	補　助	1	1	1	1
	任意後見	0	0	0	0

（注）各年度１月31日現在。第三者後見人等は、親族後見人等との複数後見及び第三者後見監督人等が選任されている場合も含みます。

(3) 町長申立

成年後見制度の利用が必要だが、親族等による後見開始の審判の請求が期待できないなど、町が審判請求を行うことが必要だと認めた人については、町長が審判の申立てを行います。令和３年度に１件の実績があります。

図表５　町長申立件数　　単位：件

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
高 齢 者	0	0	0	0	1
障がい者	0	0	0	0	0

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するに当たり、申立費用や後見人等の報酬を負担することが困難な人については、申立費用や後見人等報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業があります。令和３年度に１件の実績があります。

(5) 日常生活自立支援事業

町社会福祉協議会では、福祉サービスの利用手続や金銭管理、書類の管理を自分一人ですることに不安を持っている人を支援する日常生活自立支援事業を行っています。

令和３年度は７人が利用しています。

図表６　日常生活自立支援事業　　単位：人

区　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
契約数　計		7	6	6	9	7
	認知症高齢者	0	1	1	1	0
	知的障がい者	4	4	4	6	5
	精神障がい者	2	0	0	1	1
	その他	1	1	1	1	1

（注）各年度４月１日現在

3　アンケート結果からみる課題・ニーズ

本項では、計画策定に先立ち実施したアンケート結果から課題･ニーズをまとめています。

調査対象者・回収結果

区　　分	当事者調査	支援者調査	一般調査
調査対象者	要支援要介護認定者、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	民生委員・児童委員、相談支援専門員、ケアマネジャー	町内にお住まいの20歳以上の人
配　布　数 有効回答数（率）	250 141（56.4%）	78 66（84.6%）	300 162（54.0%）

*要介護認定、障害者手帳等の属性には、不明、重複があるため属性の合計と全体の人数（N）は一致しません。

(1)　当事者調査

○成年後見制度について、内容まで「知っている」のは25.5%と低く、十分に周知されているとはいえません。広報だけでなく、本人と家族を含め、説明会、講演などにより詳しい内容説明を行っていくことが必要です。

図表7　成年後見制度の認知度

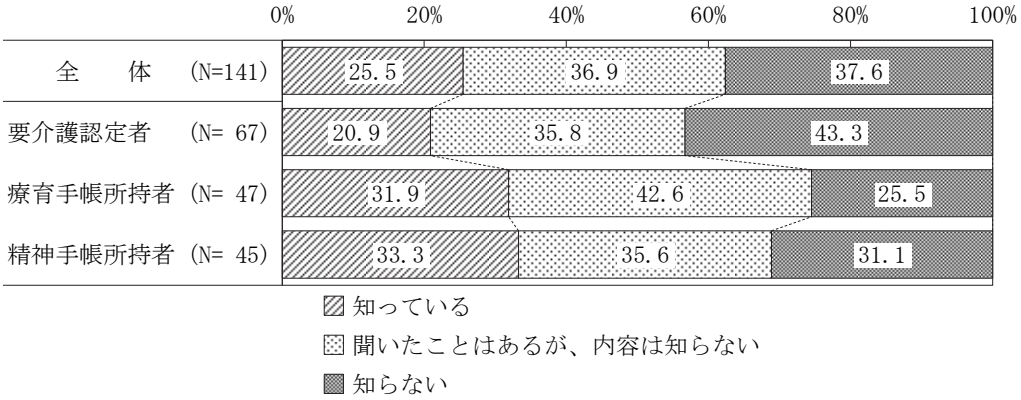

○利用意向は「将来、必要になったときに利用したい」が50.4%を占めています。いざというときのために早い段階から考えを整理し、家族と話し合ったり、エンディングノートなどに意思を示しておくことが重要です。

図表8　成年後見制度の利用意向

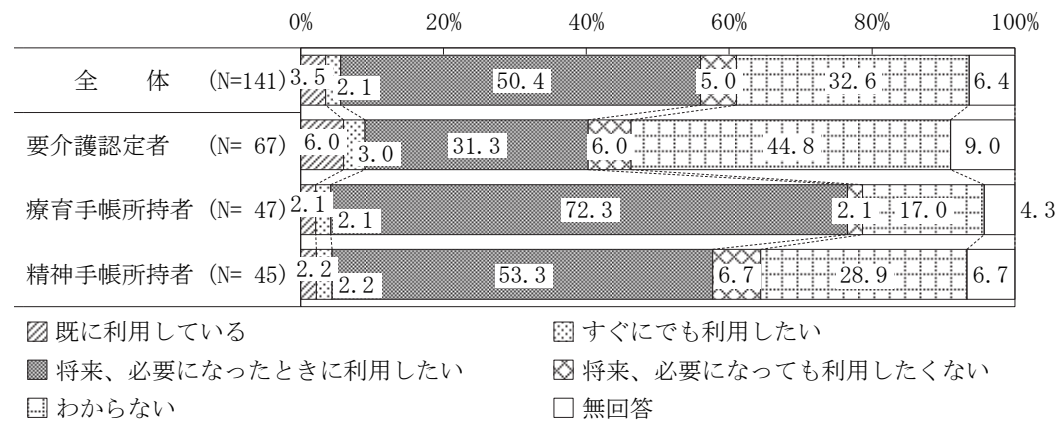

○必要とする情報については、「手続きや費用について」「具体的な事例や先進事例などの現状について」が多く、求められている内容を提供する場や機会の充実を図ることで、当事者の関心を高め、利用の可能性を検討する機会を増やしていくことが必要です。

図表９　成年後見制度に関する必要な情報（複数回答）

単位：Nは人、他は%

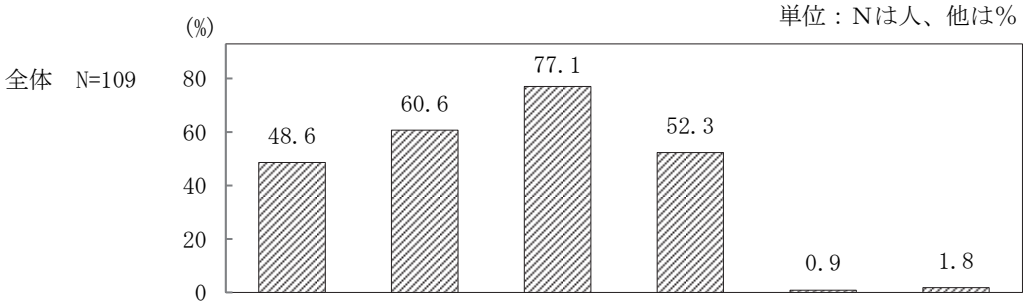

区　分	N	法律や制度の概略について	具体的な事例や先進事例などの現状について	手続きや費用について	相談窓口について	その他	無回答
要介護認定者	46	45.7	63.0	71.7	47.8	-	2.2
療育手帳所持者	44	47.7	72.7	81.8	61.4	2.3	-
精神手帳所持者	34	52.9	47.1	79.4	41.2	-	2.9

○成年後見制度の利用促進のための課題としては､｢成年後見制度やその手続き等について知る機会がない」「成年後見制度についての相談先がわからない」「成年後見制度がわかりにくい」が高く、制度が十分に理解されていない、情報が得られていない、その機会が十分ではないことがうかがえます｡相談窓口が明確には周知されていないといえます。

図表10　成年後見制度利用促進のための課題（複数回答）

単位：Nは人、他は%

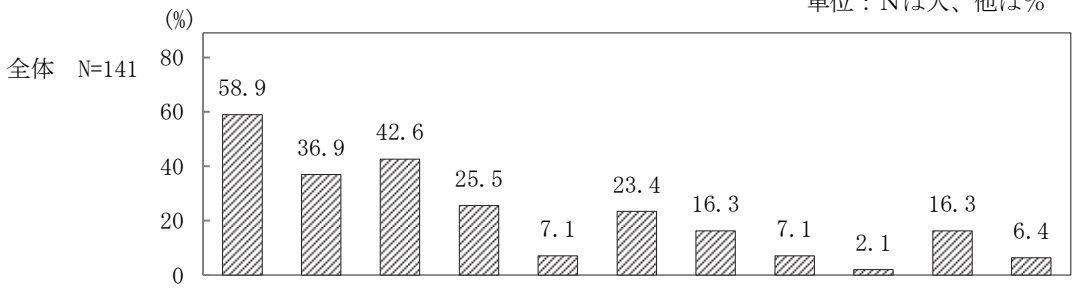

区　分	N	成年後見制度やその手続き等について知る機会がない	成年後見制度がわかりにくい	成年後見制度についての相談先がわからない	手続きが難しい、手続きの支援をしてくれるところがない	利用開始までに時間がかかる	費用の負担が大きい（申立費用、後見報酬）	後見人に手続きや契約、金銭管理を安心して任せられない	市民後見人、法人後見事業の普及が進まない	その他	わからない	無回答
要介護認定者	67	56.7	31.3	34.3	19.4	4.5	11.9	13.4	4.5	-	19.4	10.4
療育手帳所持者	47	70.2	42.6	48.9	27.7	6.4	40.4	17.0	8.5	6.4	10.6	2.1
精神手帳所持者	45	57.8	40.0	44.4	26.7	11.1	26.7	20.0	11.1	-	15.6	4.4

図表11　相談窓口（複数回答）

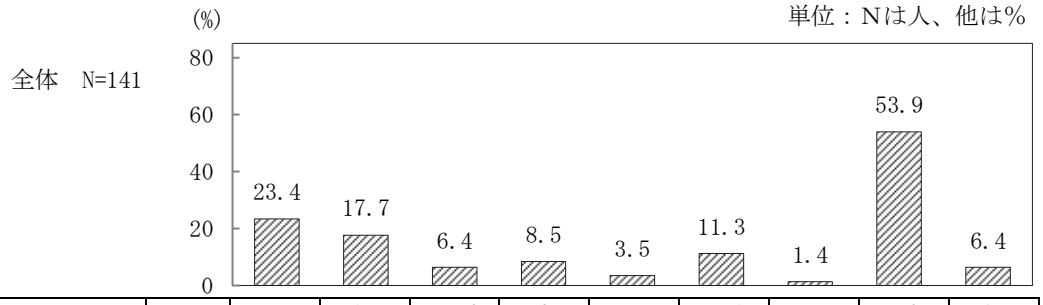

区　分	N	役場（地域包括支援センター含む）	社会福祉協議会	障がい者相談支援事業所	家庭裁判所	法テラス	専門職（弁護士・司法書士等）	その他	相談窓口を知らない	無回答
要介護認定者	67	25.4	16.4	4.5	9.0	1.5	4.5	1.5	47.8	10.4
療育手帳所持者	47	23.4	21.3	14.9	12.8	4.3	19.1	－	59.6	2.1
精神手帳所持者	45	24.4	17.8	4.4	8.9	4.4	13.3	2.2	51.1	2.2

(2)　支援者調査

○成年後見制度に関する情報については当事者調査と比べ必要度が高くなっています。また、研修会や勉強会で情報を得たいという希望が多く、機会の充実が求められます。

図表12　成年後見制度に関する情報

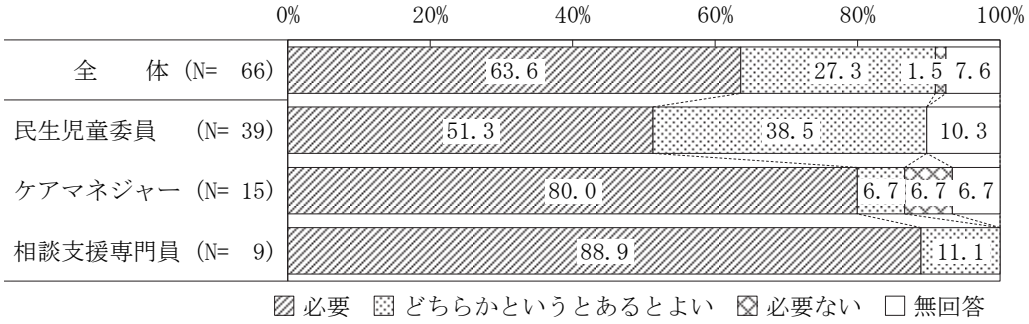

図表13　どのような方法で成年後見制度に関する情報を得たいか（複数回答）

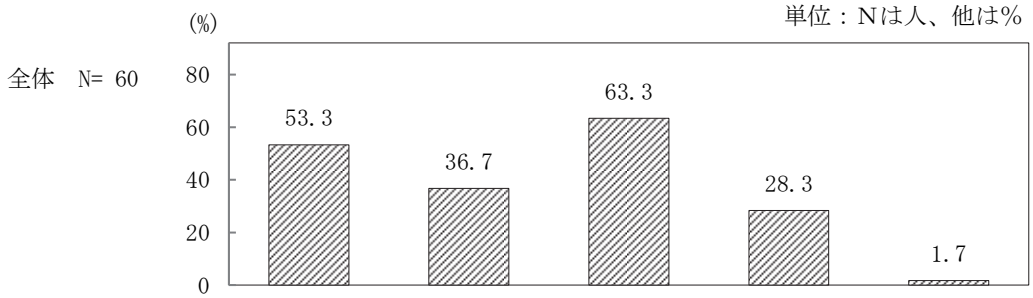

区　分	N	広報・パンフレット	講演会	研修会や勉強会	個別の相談	その他
民生児童委員	35	57.1	31.4	62.9	11.4	2.9
ケアマネジャー	13	46.2	46.2	76.9	38.5	－
相談支援専門員	9	44.4	55.6	66.7	77.8	－

○市民後見人についての認知度は、民生委員児童委員と比べると当事者との関わりが強いためかケアマネジャーや相談支援専門員は高くなっています。

図表14　市民後見人制度の認知度

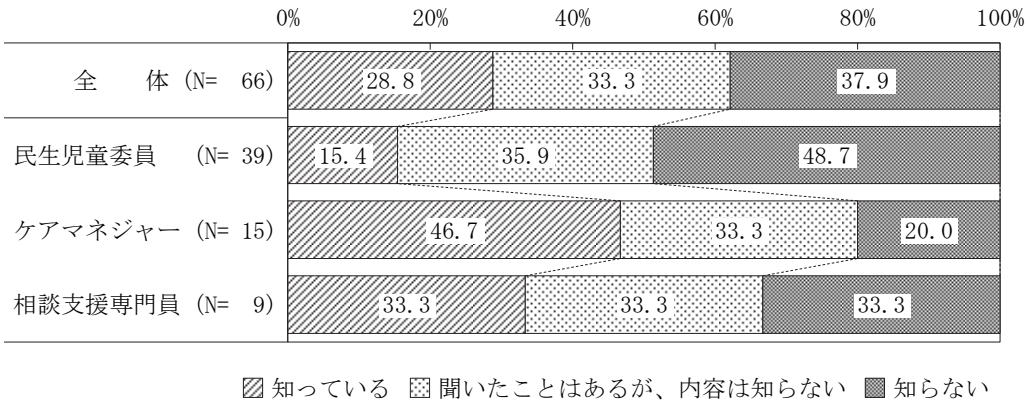

○成年後見制度の利用促進のための課題については、全体では「相談窓口の明確化と周知」「本人、家族への情報提供の充実」「制度に関する住民への広報・啓発の充実」が高くなっています。またケアマネジャー、相談支援専門員では、「専門職、行政機関等による権利擁護支援のネットワークの構築」も高くなっています。

図表15　成年後見制度の利用促進のための課題（複数回答）

単位：Nは人、他は%

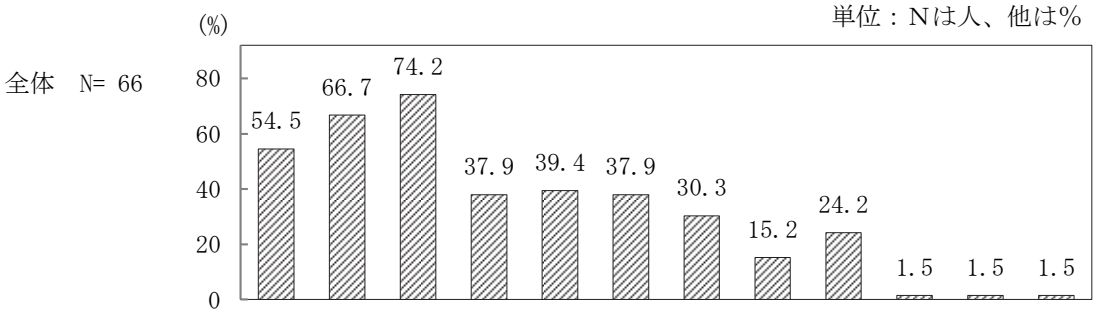

区　分	N	制度に関する住民への広報・啓発の充実	本人、家族への情報提供の充実	相談窓口の明確化と周知	福祉等関係者、町職員への研修の充実	専門職、行政機関等による権利擁護支援のネットワークの構築	後見人との連携支援（チーム支援）	費用の助成制度の充実（申立費用、後見報酬）	法人受任の拡充	市民後見人の養成	その他	わからない	無回答
民生児童委員	39	61.5	64.1	66.7	28.2	20.5	33.3	20.5	7.7	20.5	－	2.6	2.6
ケアマネジャー	15	53.3	66.7	100	66.7	66.7	40.0	46.7	33.3	46.7	6.7	－	－
相談支援専門員	9	33.3	77.8	66.7	44.4	77.8	44.4	33.3	11.1	11.1	－	－	－

(3) 一般調査

○成年後見制度について「知らない」と答えたのは 25.3%です。これに「聞いたことはあるが、内容は知らない」を加えると 63.0%となり、＜知らない＞割合が高くなっています。

図表16　成年後見制度の認知度

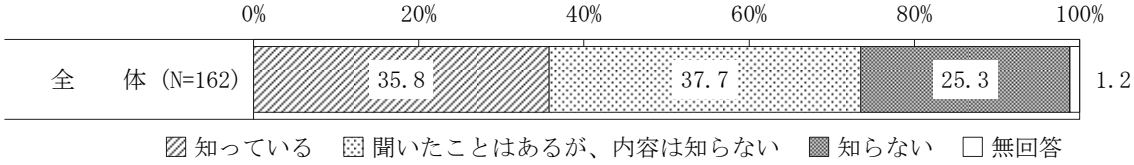

○成年後見制度については、「将来、必要になったときに利用したい」が 52.5%を占めています。なお、希望する後見人は、「親族」が 77.0%でした。

図表17　成年後見制度の利用意向

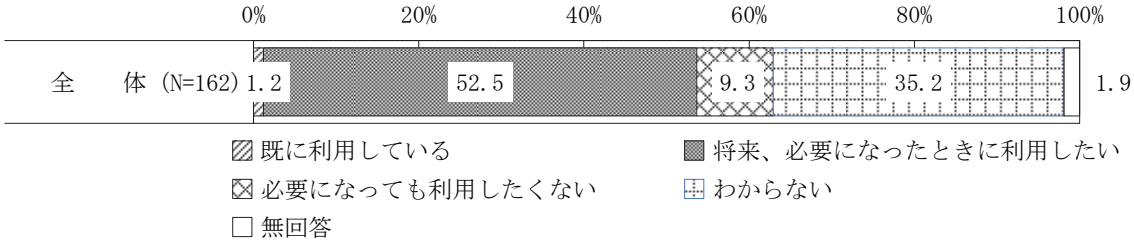

○成年後見制度の利用について「わからない」「利用したくない」という人の理由は、「成年後見制度についてよくわからない」「誰が後見人に選任されるか不安である」「他人に財産状況や生活状況を知られたくない」「後見人に手続きや契約、金銭管理を委ねることが心配」が高い割合となっています。制度の周知とともに、より安心、安全な制度としていくため、後見人の不正行為の防止などに努める必要があります。

図表18　成年後見制度を利用しない理由（複数回答）

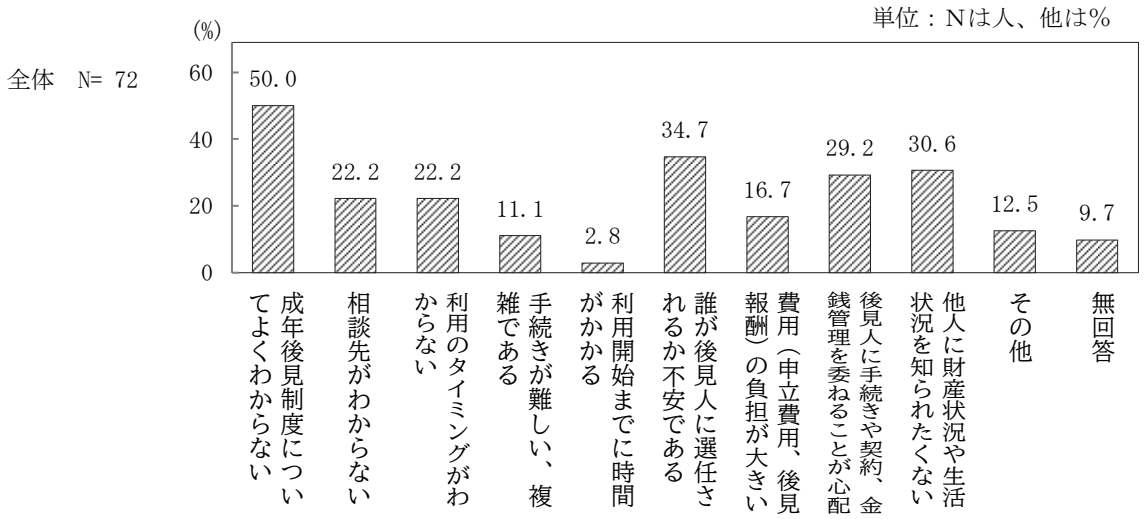

○成年後見制度に関する情報については、37.7%が「必要」と答えています。これに「どちらかというとあるとよい」を加えた＜必要＞は 81.5%と高くなっています。

図表19　成年後見制度に関する情報

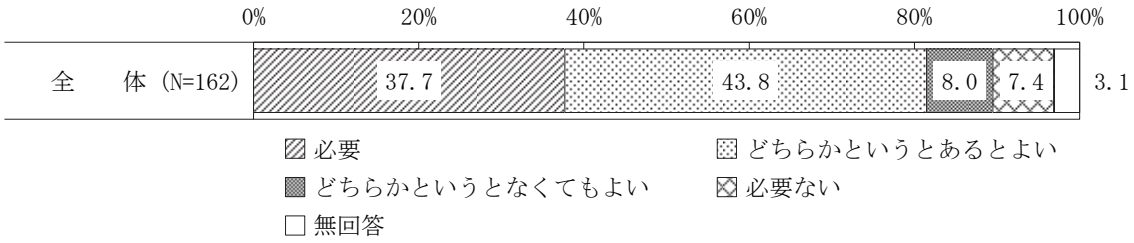

○市民後見人制度については、「知っている」が5.6%、これに「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた＜認知度＞は27.8%と低くなっています。

図表20　市民後見人制度の認知度

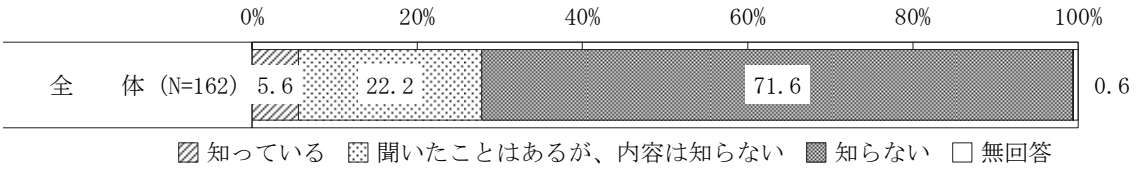

○市民後見人養成講座の受講意向は低いものの、受講したい人は一定数います。

図表21　市民後見人養成講座の受講意向

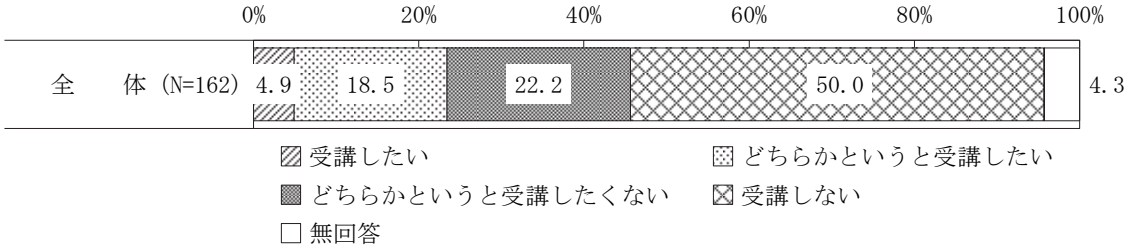

○成年後見制度の利用促進のための課題については、「成年後見制度やその手続き等について知る機会がない」が最も高く、次いで「成年後見制度についての相談先がわからない」「成年後見制度がわかりにくい」の順となっており、広報などの情報の提供が重要です。

図表22　成年後見制度の利用促進のための課題（複数回答）

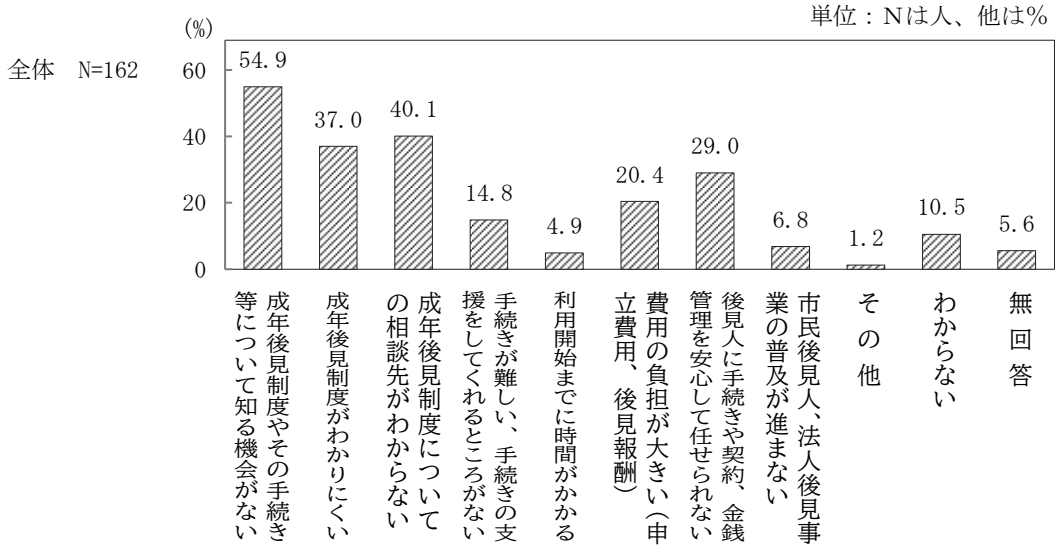

4　基本的な考え方

(1)　権利擁護支援の推進による地域共生社会の実現

権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援、虐待や不当取引における権利侵害からの回復支援など、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であり、地域共生社会の実現を目指すための支援・活動の基盤となるものです。成年後見制度は、権利擁護支援を担う重要な制度ですが、そのほかのさまざまな支援とも連携して充実を図っていくことが必要です。

本計画においては、成年後見制度の利用促進を、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、その人らしく尊厳のある生活を継続することができ、地域社会へ参加できるよう、社会全体で支え合う地域共生社会の実現を目指すものと考え、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援として充実を図っていきます。

このため、医療・福祉・司法等の専門職と行政機関、地域住民等が連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を推進します。

(2)　施策の目標

成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、住みなれた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用が必要な人に対して適切な支援を提供するため、「地域連携ネットワーク」の構築に取り組むとともに、ネットワーク全体をコーディネートする中核機関を設置し、制度の利用促進のための体制整備や後見人支援の充実等機能強化を図ります。

5　基本施策

(1)　権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

本町では「健康福祉課　障がい福祉係」「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」がそれぞれ持つ既存の役割を十分に活かしながら、それぞれを横断的に連携する組織を新たに設置し、これを本町の中核機関として位置づけ、町全体の方針検討や情報の共有、家庭裁判所等の外部機関との適切な連携を図り、町全体の権利擁護の推進を図ります。

また、専門職による専門的助言などの支援を確保するため、隣接する関ケ原町及び養老町とともに協議会を立ち上げ、町域をまたぐ広域的な地域連携ネットワークの構築を図り、専門的な知識や支援を必要とする相談対応や事例検討、地域課題の把握等を通じて、制度の着実な推進と地域全体の連携向上を目指します。

①　不破郡・養老郡権利擁護支援推進協議会の設置

地域連携体制の構築及び成年後見制度の利用促進の協議の場として、「不破郡・養老郡権利擁護支援推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。協議会は、専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士を委員とすることを予定しており、町単独では判断が難しい案件に対して専門職が関わり、必要な協議を行います。具体的には、後見人等の受任調整、ケース検討などを行います、将来的には、市民後見人の養成や法人後見の推進なども検討していきます。（年６回程度開催予定）

②　権利擁護支援の中核となる機関の設置・運営

権利擁護支援の地域連携ネットワークは、地域内の関係機関が連携する仕組みを構築するものであり、その核となる機関（中核機関）として「垂井町権利擁護支援連絡会議」を設置します。健康福祉課及び社会福祉協議会の関係する職員をその構成員として、健康福祉課に事務局を置き、町の権利擁護支援の中核的役割を担います。

国が示す中核機関の役割は、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能であり、本町での具体的な活動内容は次のとおりです。

ア　広報機能

アンケート結果からもわかるように、当事者も住民も成年後見制度についてその内容や利用手続、窓口などについて十分理解が進んでいるとは言えず、パンフレットの配布やホームページの活用、講演会の開催等を通して幅広く広報・啓発活動を

行い、制度利用が必要な人に着実に支援がつながることの重要性など、制度に関する正しい理解の普及に努めます。

また、当事者も含め、民生委員児童委員、ケアマネジャー、相談支援専門員等の支援関係者を対象とした研修会を開催し、制度の周知、情報提供の充実を図ります。

イ　相談機能

一般的な相談だけでなく、成年後見制度の利用や関係する支援など、その本人にとって適切な権利擁護支援となるよう、専門職等と連携した包括的な相談支援を目指します。

また、制度の利用が必要であるにも関わらず申立者が不在の場合には、町長による申立て手続を実施し、状況に合わせて、申立て費用や後見人等の報酬費用の助成を行います。

ウ　成年後見制度利用促進機能

(a)　受任者調整

制度利用を必要とする人の状況や課題、ニーズ等を的確に把握し、親族やその課題に対応するための専門職など、適切な後見人候補者を推薦します。受任者調整（マッチング）にあたっては、迅速で的確な推薦につなげられるよう、弁護士などの専門職を交えた協議会の体制整備や、その適切な運営に努めます。

(b)　市民後見人等の育成

今後、認知症高齢者の増加等により、成年後見制度利用のニーズは一層高まることが予測されており、他地域を含めたより広域的な視野で、関係機関が連携し、市民後見人を育成するための取組について検討します。

また、社会福祉協議会や、その他の社会福祉法人における法人後見の受任について検討します。

(c)　日常生活自立支援事業からの円滑な移行

社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の対象者のうち、補助・保佐・後見類型への転換が望ましい人については、円滑な制度への移行を促進します。

エ　後見人支援機能

後見活動の不安を軽減するため、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、困難ケースについては、ケース会議などを通して多職種で検討できる体制を整備するなど、専門的な助言が得られる仕組みを構築し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動の円滑な実施を推進します。

【具体的な役割分担】

障がい福祉係、町地域包括、町社会福祉協議会	町権利擁護支援連絡会議	不破郡・養老郡推進協議会
・広報機能 ・一次相談 ・本人、親族申立への支援 ・後見人支援 ・市町村長申立（町） ・日常自立支援事業（社協）	・地域連携ネットワーク作り ・情報の共有 ・町全体の方向性の検討 ・研修 ・受任候補者対応 ・家庭裁判所対応	・一次相談への後方支援 ・受任調整機能 ・町間での情報連携 ・研修（地域全体の向上） ・専門職団体との連携 ・市民後見人育成

(2)　不正防止

後見人等による不正は減少傾向にあるものの、アンケート結果からも成年後見制度や後見人等についての不安や不信は少なくありません。成年後見制度をより安心、安全な制度としていくため、地域連携ネットワークによる後見人支援の充実を図り、後見人が孤立することなく、日常的に相談・支援等を受けられる体制を整備することにより、不正の未然防止につなげていきます。

6　計画の推進

計画の進捗状況の把握については、垂井町権利擁護支援連絡会議において行うとともに、広域に関する内容については、不破郡・養老郡権利擁護支援推進協議会において協議し、推進していきます。

計画の見直しは、地域福祉計画の見直しに併せて、垂井町地域福祉計画策定懇話会において行います。

資　　料

1　計画策定の経過

年月日	事　項	内　　容
令和３年12月９日 ～12月24日	○成年後見制度利用促進に関するニーズ調査	○当事者調査 対象者：要支援要介護認定者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者 配付数　250 ○支援者調査 対象者：民生委員・児童委員、相談支援専門員、ケアマネジャー 配付数　78 ○一般調査 対象者：町内にお住まいの20歳以上の人 配付数　300
令和４年２月７日	○第１回垂井町地域福祉計画策定委員会	○座長、副座長の選任 ○成年後見制度利用促進基本計画について ・成年後見制度の概要と計画の位置づけ ・垂井町の現状及びアンケートの結果 ・成年後見制度の利用促進に係る体制
令和４年２月25日	○第２回垂井町地域福祉計画策定委員会	○成年後見制度利用促進基本計画（案）について
令和４年３月３日 ～３月17日	○パブリックコメント	○庁舎ロビー、町中央公民館、各地区公民館・まちづくりセンター、タルイピアセンター、町文化会館及び町ホームページにて計画（案）を公表し、意見を募集 意見無し
令和４年３月25日	○第３回垂井町地域福祉計画策定委員会	○パブリックコメントの結果報告 ○成年後見制度利用促進基本計画（案）について

２　垂井町地域福祉計画策定懇話会

（1）設置要綱

○垂井町地域福祉計画策定懇話会に関する要綱

令和３年９月22日垂井町告示第132号

（開催）

第１条　地域福祉計画の策定に当たり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見及び提案を反映させるため、垂井町地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

（検討事項等）

第２条　懇話会は、地域福祉計画の策定及び変更に必要な事項の検討及び意見交換を行う。

（構成）

第３条　懇話会は、町長が依頼する者（以下「構成員」という。）12人以内で構成する。

２　構成員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

(1)　社会福祉を目的とする事業者の代表

(2)　社会福祉に関する活動を行う者

(3)　公募による住民

(4)　その他町長が適当と認める者

（任期）

第４条　構成員の任期は、町長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、垂井町地域福祉計画の策定終了日の属する年度末を終期とする。ただし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第５条　懇話会に座長及び副座長１人を置き、それぞれ構成員の互選により、これを定める。

２　座長は、懇話会の進行を行い、懇話会を代表する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

（会議）

第６条　懇話会の会議は、町長が召集する。

２　懇話会は、公開とする。

（庶務）

第７条　懇話会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和３年９月22日から施行する。

(2) 構成員名簿

○垂井町地域福祉計画策定懇話会　構成員名簿

（敬称略）

氏　　名	組 織 名 称	区　分	備考
◎酒　井　孝　子	垂井町民生委員児童委員協議会　会長	社会福祉活動者	
○吉　田　茂　喜	特別養護老人ホーム　いぶき苑　施設長	社会福祉事業者	
秋　田　義　彦	町ボランティア連絡会　会長	社会福祉活動者	
岡　本　平治郎	垂井町老人クラブ連合会　代表	社会福祉活動者	
北　島　佳緒留	主任児童委員	社会福祉活動者	
小　林　　勉	社会福祉法人　あゆみの家　事務局長	社会福祉事業者	
富　田　浩　生	社会福祉法人　垂井町社会福祉協議会 事務局長	社会福祉事業者	
冨　田　正　己	垂井町子ども会育成会連絡協議会　会長	その他	
野　田　耕　治	岩手地区連合自治会長	その他	
三　輪　幸　子	岐阜県身体障がい者福祉協会 垂井町分会　代表	社会福祉活動者	
渡　邊　直　文	垂井町連合福祉推進委員長	社会福祉活動者	

◎座長　　○副座長

※公募委員については、応募がなかった。

垂井町成年後見制度利用促進基本計画

令和４年３月

発行／垂井町

編集／健康福祉課 社会福祉係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11
電話　0584-22-7503
FAX　0584-22-5180